

第3章 災害活動体制の整備

第5節 災害活動体制の整備

災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の機能の充実と保持に努めなければならない。

災害対策本部等の機能は、災害の規模だけではなく要員の熟練の程度、防災関係機関の相互理解の程度によっても左右され、単に要員を配備するだけでは不十分である。

そのため、災害対策本部等の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な施設や設備を常備、強化するとともに、平常時の訓練等により本市各所属や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、災害対策本部の代替施設、補完施設の確保にも努める。

5-1 区災害対策本部の運用計画の強化

災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施が図れるようにするために、区本部の施設・設備等を整備する。

(1) 必要資機材の事前配備

総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を区災害対策関連課等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。

(2) 通信施設の多重化

無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。

5-2 代替・補完機能の充実

区庁舎が被災し、区本部が設置できない場合に備えて、区保健福祉センター分館2階の健康増進ホールを代替場所とする。

5-3 災害対策用職員住宅の確保

夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に、災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員（「指定職員」という。）が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保する。

5-4 初期初動体制の強化

災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、区長は、区役所の分掌事務を遂行するため、自らに代わり意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制強化を図る。詳細については『災害時初期行動マニュアル』に定める。

また、区長は、代行者氏名及びその順位を市長に報告しなければならない。さらに、区長は、区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営に必要な人員を確保するため、市内居住者と近隣居住者から、区役所への直近参集者を登録する。

5-5 被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等）

災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となることも視

野に入れて、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持できるよう必要な体制整備に努める。

また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。

(1) 被災者支援システムの導入・運用

災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等を円滑に行うため、また、応援職員等による支援が円滑に行えるよう、汎用性かつ利便性が高く、他の多数の自治体でも採用されている「被災者支援システム」※を導入し運用できるように図っておく。

※「被災者支援システム」

地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステム

(2) 業務継続計画（BCP）の策定と運用

区役所は、危機管理室が取りまとめる想定条件、共通事項等に基づき、職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。

なお、BCPの策定にあたっては、一定の期間、地域防災計画に定められた災害対策業務のうち災害初動対策、応急対策業務、優先度が高い復旧業務、早期実施の優先度が高い予防業務と中断が許されない通常業務をあわせた非常時優先業務の継続を、所管局と連携し区役所で行えるよう、以下の内容を盛り込んだうえで、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

ア 長期不在時の明確な代行順位、必要となる職員の参集基準等

イ 代替庁舎の特定

ウ 非常用電源の確保、燃料、水・食料等の備蓄

エ 多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

カ 非常時優先業務の特定とその業務ごとの役割分担・手順

(3) 業務相互応援の強化

区役所は相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第6節 災害情報の収集・伝達

本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による予測、被害状況の把握その他の災害情報など予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。

さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行うとともに、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、地図化等も図りながら災害対策本部

等に的確に報告し活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達できるように、情報収集体制と伝達系統を確立しておかなければならない。

また、災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこと、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報できるよう、あらかじめ実施主体、方法を定めておかなければならない。

6-1 情報収集と伝達

(1) 実施体制

区内における災害に係る情報の収集と伝達については、区本部が積極的に行うべきものであることから、あらかじめ情報収集の分担を定めておく。

区本部は、危機管理部との災害情報連絡をより緊密化し、応急対策の初動活動の円滑化を図る。

(2) 情報収集体制の確立

ア 情報の一元管理を図るため、区本部は全庁的なネットワークシステムである防災情報システムや無線機を活用し、危機管理部に有する情報の収集を図る。

イ 災害危険度の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前配備した無線機等を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を図る。

ウ 地域に無線機を配分し、情報連絡を密にする。

(3) 指定河川洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川、安威川、寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川）に関する予報は、大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する。

表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	気象・水象情報
大阪市	警戒レベル5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(浸水害) 高潮氾濫発生情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「災害切迫」 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)「災害切迫」
	警戒レベル4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報 高潮特別警報 高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険」
	警戒レベル3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「警戒」
気象庁	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「注意」 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「注意」
	警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。		

洪水予報の発表基準となる河川水位及び危険度レベル



(1) 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位

観測所名	所在地	観測基準点における大阪市域で危険となる水位（換算水位）		
		【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
枚方 (ひらかた)	枚方市 桜町3-32	5.40	5.50	8.34

※ 水位は量水標読み(m)

※ 大阪市域の警戒レベル4発令水位(H27.3)・警戒レベル5発令水位(R3.6)は淀川河川事務所から示された水位

警戒レベル4発令水位のおよそ1時間前の水位を、本市域の警戒レベル3発令準備水位として設定

※ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令は、淀川河川事務所等からの現場状況等の情報により、水位到達前に行うこともあることに留意すること。

河川名	観測所名	所在地	観測基準点における大阪市域で危険となる水位（換算水位）		
			【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
			警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	ポンプ運転調整水位 (警戒レベル5発令水位)
寝屋川	京橋 (きょうばし)	都島区 片町1丁目	3.14	3.32	3.50

(2) 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位

河川名	観測所名	所在地	観測基準点における大阪市域で危険となる水位（換算水位）		
			【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
			警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
旧淀川流域等の河川(大川・堂島川・安治川・土佐堀川・木津川、尻無川)	京橋 (きょうばし)	都島区 片町1丁目	3.32	3.50	3.90

なお、避難情報発令については、高潮警報発表により三大水門(木津川・安治川・尻無川)が閉鎖され、当該水位に達した場合に限る。

※ 水位は量水標読み(m)

※ 警戒レベル3発令準備水位・警戒レベル4発令水位は、大阪府西大阪治水事務所との協議により、寝屋川における警戒レベル4発令水位・警戒レベル5発令水位とし、警戒レベル5発令水位は、大阪府から示された水位(R4.1)。

※ 今後、大阪府から本市に基準水位変更に係る情報が提供された時点で、随時発令基準を見直し並びに運用を変更していく。

※ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令は、西大阪治水事務所等からの現場状況等の情報により、水位到達前に行うこともあることに留意すること。

6-2 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

(1) 収集方法

区本部は、勤務時間内に発生した災害に対しては、自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。勤務時間外である夜間・休日等において発生した災害に関しては、災害直後から所属職員及び直近参集者が参集して来るまでの情報収集空白期間を埋めるために、所属職員及び直近参集者が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報は貴重なものとなるので、これらの情報をとりまとめ活用する。

(2) 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、区本部はあらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ウ 避難の必要の有無及び避難の状況
- エ 区民等の動向
- オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- カ 建物の損壊状況
- キ 道路交通状況
- ク 公共交通機関状況
- ケ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- コ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(3) 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、上部機関の当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理のうえ市本部に報告する。

- ア 被害状況
- イ 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の開設状況
- エ 避難生活の状況
- オ 救護所の設置及び活動状況
- カ 傷病者の受入状況
- キ 応急給水など応急措置の状況
- ク その他

第7節 広報活動

災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこともあり、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが

変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。

なお、区民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第13節「外国人に対する対策」を参照）。

7-1 災害発生前に広報すべき情報

(注) 防災に関する知識や備え等に関する情報は除く

- (1) 地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等）
- (2) 気象警報、特別警報
- (3) 洪水・高潮等の気象情報
- (4) 避難情報（高齢者等避難・避難指示）
- (5) 台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ
- (6) 避難情報

7-2 災害発生後に広報すべき情報

- (1) 災害規模に関する情報
 - ・地震の震源・規模・地震活動状況
 - ・津波の規模、頻度
 - ・洪水・高潮等による浸水状況
 - ・その他、災害に係る状況
- (2) 被害に関する情報
 - ・人的被害の状況
 - ・建築物、構造物被害の状況
 - ・道路、交通機関等の被害状況
 - ・電気、ガス、水道、通信施設の被害状況
 - ・その他、被害に係る状況
- (3) 安否に関する情報
 - ・避難所等の状況
 - ・救助活動の状況
 - ・一斉帰宅の抑制の呼びかけ
 - ・その他、安否に係る状況
- (4) 生活に関する情報
 - ・電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込
 - ・食料、生活必需品の供給状況
 - ・道路交通状況、復旧見込
 - ・交通機関の運行状況、復旧見込
 - ・医療機関の活動状況
 - ・その他、生活に係る状況
- (5) 行政の支援に関する情報
 - ・相談窓口の開設状況
 - ・罹災・被災証明書の申請受付・発行状況

- ・税、手数料等の減免措置の状況
- ・災害援護資金等の融資情報
- ・応急仮設住宅の整備・入居等の状況
- ・その他、行政の支援に係る状況

7-3 水災情報の伝達

区役所は、常時は河川管理者及び大阪管区气象台から降雨量等の気象情報や水位等の河川情報の提供を受け、水災時はこれに加えて浸水情報や避難情報を区民等に提供する。

7-4 一般広報の方法

- (1) 同報無線による広報危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。
- (2) チラシ等印刷物の発行による広報
 - ア 市本部が作成したチラシ等のほか、本部で作成した広報チラシについて、区本部は、自主防災組織に対して配布の協力を依頼する。
 - イ 自主防災組織は、区本部と協力して災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
 - ウ 区本部は、区民等に広報された内容について、区本部内職員への周知徹底を図る。
- (3) インターネットを利用した広域広報

区本部は、広報の必要があると判断した情報について、区ホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。
- (4) 広報車等の利用による現場広報

区本部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。
- (5) 自主防災組織による個別広報

区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。

7-5 災害記録等の作成

区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。

第8節 通信の整備

8-1 無線通信

災害時における、地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、デジタルMCA無線機、簡易デジタル無線機（ポケットトランシーバー）、衛星電話、衛星通信を活用したインターネット機器など様々なシステムを危機管理室と連携して無線設備の整備を図り、情報伝達を行うことができるよう努める。

8-2 通信設備の停電・災害対策・維持管理

災害が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が不可欠である。区は機器の転倒防止、非

常電源・燃料確保等の対策を進める。

(1) 停電対策

停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置する。

(2) 災害対策

災害時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図る。

(3) 点検整備

災害時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔（毎月1回、半年に1回等）で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検していく。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備していく。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。

さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品（ヒューズ等）の備蓄、点検を行う。

第4章 避難・安全確保

第9節 避難対策

当区は、平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるために、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しつつ、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を区民等に対し周知徹底するための措置を講じる。

防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、どの指定緊急避難場所へ、どの経路で立退き避難するか等、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えてもらうなど、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

なお、当区は市民・施設管理者等に対して、公的な避難場所に限らず、家族や親戚、知人宅又は近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、自宅・屋内でもより安全な場所へ移動する屋内安全確保をとることも避難行動であり、日ごろから相談しておくよう周知する。

9-1 避難情報

(1) 避難情報の基準

避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合

に市長等が行う。

ア 地震火災又はその他の火災の拡大等により区民等に生命の危険が及ぶと認められるとき

イ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき

ウ 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき

エ 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき

オ その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

9-2 避難情報発令の実施及び解除

(1) 区本部長は市本部長に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長は直ちに市本部長に報告する。

(2) 区本部長は、前記(1)の避難の必要がなくなると認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

9-3 警戒レベルを用いた避難情報の伝達

避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。

表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	洪水予報
大阪市	警戒レベル5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(浸水害) ・高潮氾濫発生情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「災害切迫」 ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)「災害切迫」
	警戒レベル4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険」
	警戒レベル3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「警戒」
気象庁	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「注意」) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「注意」
	警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。		

9-4 避難の誘導・移送

(1) 避難の開始

ア 災害直後は自主防災組織、隣近所等で助け合い、集団行動をとって、安全に行動できる服装で携帯品は非常持出品等、必要最小限度のものにとどめたうえで、組織ごとに避難場所に避難する。

イ その際、自主防災組織は、個別避難計画により災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。

(2) 避難の誘導

ア 浸水の避難情報が発令された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、消防職員、警察官、自主防災組織などが連携し、周囲の状況を勘案のうえ災害に応じた適切な避難場所に誘導する。

イ 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

ウ 誘導の順序は、避難行動要支援者を優先する。

(3) 避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

(4) 移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。

また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

9-5 津波からの避難対策

(1) 津波により浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、区役所が指定する避難場所のほか従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入に努める。

(2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

避難対策等

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

【大阪府域に大津波警報、津波警報が発表された場合】

イ 避難指示（緊急）区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。

ウ 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の堅固な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。

エ 避難指示（緊急）区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する

※詳細な避難指示（緊急）対象範囲については資料編（P19）を参照

(3) 区民等への周知

区役所は、あらゆる機会をとらまえ、区民等へ避難方法等についての周知に努める。

自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、避難方法等の周知に努める。

(4) 津波情報の伝達

避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、津波からの避難の勧告、指示の伝達方法に加え、浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。

第10節 避難施設

災害から区民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から区民等への周知徹底を図るものとする。また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2津波）に対しても対応が可能かどうか危機管理室と協力して再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。

10-1 避難場所

避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、広域避難場所、一時避難場所、津波避難施設として整備を図る。

(1) 広域避難場所

危機管理室は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合から生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。

広域避難場所の要件

(ア) 原則として10ha以上の規模を有し、又は、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難に必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施するなど、関係する所属は災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める。

(イ) 受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として1人あたり2㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、1人あたり1㎡以上として計画する。

(ウ) 概ね周辺2～4km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域（不燃領域率70%未満及びそれに囲まれた地域）の人口が受入可能人口を超えないものとする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、関係する所属はその避難生活に対応するための機能の充実にも努める。

(2) 一時避難場所

区役所は、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保するものとする。

一時避難場所の要件

広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。

(3) 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）

区役所及び危機管理室は、区民等が津波などの水害から緊急かつ一時的に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保するものとする。津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえ、区民等が津波から緊急かつ一時的に避難・退避するために確保を進める。

ア 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の要件

（ア）建物の構造

原則として鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。

（イ）耐震性

新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。

（ウ）避難場所・時間

- ・原則として3階相当以上とする。
- ・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人あたり概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者1人あたり面積については、地域の実状に応じた設定が可能とする。
- ・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。

イ 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保手順

（ア）大阪市及び外郭団体の施設

危機管理室と施設を所管する局が調整のうえ、確保を進める。

（イ）大型の避難拠点施設

観光客等にもわかりやすい避難施設として、大型の津波避難施設を確保するよう努める。

（ウ）民間施設

区役所は、地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。

（エ）複数の区にまたがる施設

チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。

（オ）鉄道施設、道路施設等の活用

鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。

なお、直轄国道の高架区間等については、危機管理室と連携して、施設管理者と協議を進める。

（カ）新設建築物

区役所は新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。

ウ 津波避難施設（津波避難ビル等）の周知

区役所は、日頃から区民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、図記号を利用した看板またはステッカー等により周知する。

10-2 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事ができない区民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、災害時避難所、福祉避難所、緊急入所施設として整備を図る。整備にあたっては、避

難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪市・大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に地域住民等の関係者と調整を図る。

さらに、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。加えて、災害時避難所は、在宅避難や車中泊避難など、避難所以外で避難生活を行う避難者の支援のための拠点となることから、必要な物資の備蓄のほか、支援方を検討するよう努めるものとする。

(1) 災害時避難所

市長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア 災害時避難所の要件

(ア) 地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として2㎡につき人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が50人未満の施設も可能とする。

(イ) 学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき1人として受入可能人数を算出するものとする。

・普通教室有効率 70% ・廊下 有効率 50% ・屋内運動場 有効率 80%

(ウ) 感染症まん延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。

(エ) 指定にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

イ 地域における民間施設の災害時避難所の確保

区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した新たな災害時避難所指定の確保に努める。また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者または関係者は、施設の提供に協力するよう努める。

(2) 福祉避難所・緊急入所施設

区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについての調整・協力を要請する。

福祉避難所の指定にあたり、区長は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよ

う、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は福祉避難所となる施設を運営する社会福祉施設等に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。

また、区役所は福祉避難所の開設や避難行動要支援者の移送等を円滑に行えるように福祉避難所開設訓練の支援や移送訓練等を実施する。

区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。

10-3 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営

ア 区本部長は、区内避難所の開設及び管理にあたる。

イ 区本部長は、区内に設置した避難所の管理にあたらせるため、職員の中から避難所主任及び係員を任命配置する。

ウ 避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。

エ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、自主防災組織を中心とした避難所開設・運営に関する訓練を行う。

オ 区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。

カ 避難所開設・運営にあたっての留意事項

避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。

(ア) 要配慮者への配慮

(イ) 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(ウ) 家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(エ) 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(オ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

(カ) 災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。

(キ) 感染症まん延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。

(ク) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師や看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など並びに必要な措置を実施する。

(ケ) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと。

(コ) 在宅避難者等の支援拠点となる災害時避難所においては、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(サ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。

(シ) その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。

(2) その他の災害時避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。

(3) 区内で避難者の受入が困難な場合の対応

ア 他区、又は他都市等への避難の調整

区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定される区の区長は、他区の区長とあらかじめ調整しておく。

イ 他区からの避難受け入れ

他区からの避難者の受入を要請された区本部長は、受入可能な災害時避難所を提供する。

なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。

(4) 避難所の早期解消のための取組み等

府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に向けた方策を検討する。

ア 自宅の活用

計画調整部及び区本部は連携して、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施する。計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。また、都市整備部は必要に応じて、住宅

事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。

10-4 案内板・標識類の整備

(1) 広域避難場所・災害時避難所

危機管理室及び区役所は、災害時避難所等の入口等に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

(2) 津波避難ビル

区役所は、施設管理者の協力を得て、津波避難ビルの入口付近に、避難場所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置するよう努める。表示は、避難場所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

(3) 災害時避難所への誘導表示

区役所は、災害時避難所への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整の上整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による災害時避難所への誘導表示を地域と協働する等して整備する。

第11節 避難行動要支援者に関する対策

11-1 避難行動要支援者避難支援対策

避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。

(1) 避難行動要支援者の取組み（自助）

ア 平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。

イ 避難行動の確保

災害発生時に自身及び家族で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）

ア 自主防災活動の企画、立案

地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動の内容を、区民等の参加による話し合いなどを通して決定する。

イ 避難行動要支援者情報の把握

自分たちの地域で生活する人はみんなで守っていくということを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、災害時には避難支援等を行うよう努める。

なお、避難支援者は、第一に本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得る必要がある。

ウ 自主防災活動の実施

地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、区民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの区民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。

(3) 区役所の取組み（公助）

区役所は福祉避難所の開設や避難行動要支援者の移送等を円滑に行えるように福祉避難所開設訓練の支援や移送訓練等を実施する。区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。

ア 地域における活動への支援

地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。

イ 区保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

区役所は、災害発生又は発生するおそれのあるときは、災害状況を判断しながら必要に応じて、自主防災組織及びその他、区長が認めるものに「大阪市避難行動要支援者名簿」を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについての本人同意を得ることを要しない。

□目安

- ・震度6弱以上
- ・警戒レベル3以上発令時

□提供先

- ・地域本部
- ・その他、区長が認めるもの

※【都島区避難行動要支援者名簿作成基準】

- ・要介護3以上の人
- ・要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
- ・重度障がい者
身体障がい者 1・2級
知的障がい者 A
精神障がい者 1級
- ・視覚障がい・聴覚障がい 3・4級
- ・音声・言語機能障がい 3級
- ・肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3級
- ・人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人

【利用する保有個人情報項目】

・住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難

支援等の実施に関し必要と認める事項

【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置】

- ・大阪府が定めるプライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領とし

て定める。

第12節 帰宅困難者対策

都島区には、買い物客や来阪外国人を含めた観光客等が流入、滞在しているため、大災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

特に、ターミナル駅の一つである京橋駅周辺においては、人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。

東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナル駅周辺に集中し、大きな混乱が発生した。歩道では徒歩帰宅者によって混雑し、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞するなど、緊急車両の通行が困難な状況となった。

このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止が、帰宅困難者対策の重要な要素であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。

12-1 帰宅困難者対策の方針

(1) 一時受入場所の確保など京橋地域帰宅困難者対策協議会との協力

対策会議に参加する危機管理室、経済戦略局が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行い、それぞれにおいて、役割を分担して取り組む。

12-2 ターミナル駅周辺の滞留者対策

区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。

12-3 交通情報の入手・伝達

危機管理部及び区本部は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

また、区民等に対し、交通情報や安否確認等もできる大阪防災アプリの利用を呼びかける。

12-4 徒歩帰宅者への支援

(1) コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援

各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

(2) 給油取扱所における支援

大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

12-5 帰宅困難者数の推計

市内滞留者のうち、都島区における帰宅困難者推計数は1.82万人※にのぼる。

※大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（平成26年1月）

第13節 外国人に関する対策

市域には居住者として、また、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。

居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。来訪者としての外国人には、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。

また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。

13 防災知識の普及・啓発

災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、防災知識の普及・啓発活動に努める。

外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努め、併せて、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。